

大気汚染防止法改正の概要について

改正の経緯

平成 16 年

- 2月 3日 第13回中環審大気環境部会。中央環境審議会から環境大臣に意見具申。
 3月 9日 法案閣議決定。
 3月10日 法案を第159回国会に提出。(閣法第120号)
 4月13日 衆議院環境委員会で大防法改正案提案理由説明。
 4月20日 衆議院環境委員会で大防法改正案質疑、採決。(全会一致、附帯決議なし)
 4月22日 衆議院本会議で大防法改正案議了(全会一致)。同日、参議院に送付。
 5月13日 参議院環境委員会で大防法改正案提案理由説明。
 5月18日 参議院環境委員会で大防法改正案質疑、採決。(全会一致、附帯決議なし)
 5月19日 参議院本会議で大防法改正案議了(全会一致) 政府原案どおり成立。
 5月26日 平成16年法律第56号として大防法改正法公布。

改正大防法(VO₂C排出抑制制度)の概要VO₂C(揮発性有機化合物)の定義

揮発性有機化合物：大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)

【第2条第4項関係】

規制対象施設(揮発性有機化合物排出施設)

揮発性有機化合物排出施設：工場又は事業場に設置される施設でVO₂Cを排出するもののうち、その施設から排出されるVO₂Cが大気の汚染の原因となるものであって、VO₂Cの排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの

【第2条第5項関係】

上記「政令」は、事業者が自主的に行うVO₂Cの排出・飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定める。

【第2条第6項関係】

施策等の実施の指針

VO₂Cの排出・飛散の抑制に関する施策その他の措置は、排出規制と事業者が自主的に行う取組とを適切に組み合わせて、効果的な排出・飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

【第17条の2関係】

規制の内容

- ・ 排出口濃度規制：排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出されるVOCの濃度について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。【第17条の3関係】
- ・ 施設の届出義務：都道府県知事（又は政令で定める市の市長）に揮発性有機化合物排出施設を届け出る。【第17条の4～6関係】
- ・ 計画変更命令：都道府県知事は、届出された施設が排出基準に適合しないときは、その届出を受理した日から六十日以内に、施設の構造の変更等を命令。【第17条の7関係】
- ・ 排出基準の遵守義務：揮発性有機化合物排出施設からVOCを大気中に排出する者（揮発性有機化合物排出者）は、排出基準を遵守しなければならない。【第17条の9関係】
- ・ 改善命令：揮発性有機化合物排出者施設から排出されるVOCの濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等を命令。【第17条の10関係】
- ・ 濃度の測定義務：揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。【第17条の11関係】

事業者の責務

事業者は、事業活動に伴うVOCの大気中への排出・飛散の状況を把握するとともに、排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

【第17条の13関係】

国民の努力

何人も、日常生活に伴うVOCの大気中への排出・飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たってVOCの使用量の少ない製品を選択すること等によりVOCの排出・飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。【第17条の14関係】

緊急時の措置

都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合（オキシダント注意報レベル）に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者であって、大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、揮発性有機化合物の排出・飛散の量の減少について協力を求めなければならない。【第23条第1項関係】